

Ⅳ 今後の景観形成の目標と基本方針

1. 景観形成の目標

（１）本市における景観形成の意義

- 本市における景観形成の意義を以下のように考える。

①都市格の向上

- 大都市としての風格を高める。

②観光や交流の活性化による都市の活力の創出

- 都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進する。

③地域への愛着や誇りの醸成及び地域の個性の創出

- 市民の地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性ある地域のまちづくりを促進する

④豊かな生活環境の形成

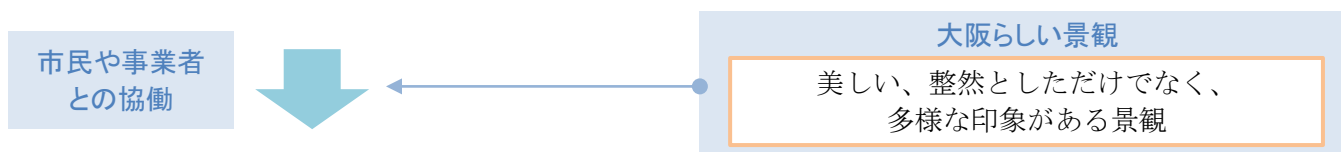
- 身近な都市空間の魅力を高め、潤いのある豊かな生活環境の形成を促進する。

（２）本市における景観形成の目標

- 前章で明らかとした大阪の景観特性や大阪らしい景観の特徴、前項の景観形成の意義を踏まえ、現行の景観形成の目標を継承しながら、より具体的な目標を示す。
- 大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の４つのテーマから捉えることができる。こうした様々な印象がある景観を支えている多様な市民との協働により、大阪らしい景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とする。

【景観形成の目標（現行）】

アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる



【景観形成の目標（案１）】

大都市の風格と大阪らしい活気あふれる都市景観をつくる

【景観形成の理念（案２）】

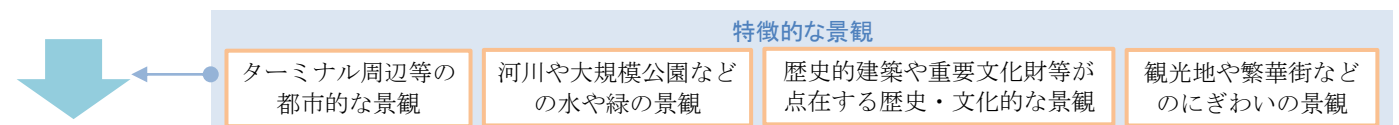
古くから水の都と称される水辺景観と歴史的景観資源を継承しながら、西日本最大都市にふさわしい風格があり活気あふれる都市景観を創造し、さらに市民の生活に密着した親しみやすい大阪の景観を育てる

2. 景観形成の基本方針

- 現行の基本方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくためのより具体的な基本方針を示す。
- 市域全域について心地よい市街地景観の形成を図るとともに、大阪の特徴的な景観を表す４つのテーマに沿って、地域の特性を生かした景観の形成を図っていく。
- こうした景観形成は、市民や事業者との協働により推進していく。

【景観形成の基本方針（現行）】

地域の特性を生かした景観の形成／市域の景観の向上



【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成

- 日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上するため、市域全域における景観の水準の向上を図る。

②地域の特性を生かした景観の形成

- 大阪らしい景観が持つ様々な印象をより強めていくため、それぞれの地域ごとの特性を生かした景観形成を推進する。
- 本市の地域特性を生かした景観形成のテーマを「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の４つとし、テーマに沿った景観形成を図る。

○大都市らしい風格や洗練された景観形成

- 産業・観光など多様な分野において、国内だけでなく世界に誇る「大阪」として都市格を高めるため、大都市らしい風格のある洗練された景観を形成する。

○水や緑を生かした潤いと安らぎを感じる景観形成

- 観光や交流における新たな価値創造及び豊かな生活環境の保全を図り、大阪のアイデンティティである水都の魅力を高める水と緑が豊かな潤いと安らぎを感じる景観を形成する。

○歴史や文化が息づく景観形成

- 地域への愛着や誇りを醸成し、また継承していくことでより「住みたい」「訪れたい」大阪であるべく、これまで培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成する。

○活気とにぎわいあふれる景観形成

- 更なる交流人口の増加を図り、大阪の個性ともいえる観光地や繁華街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成する。

③市民や事業者との協働による景観形成

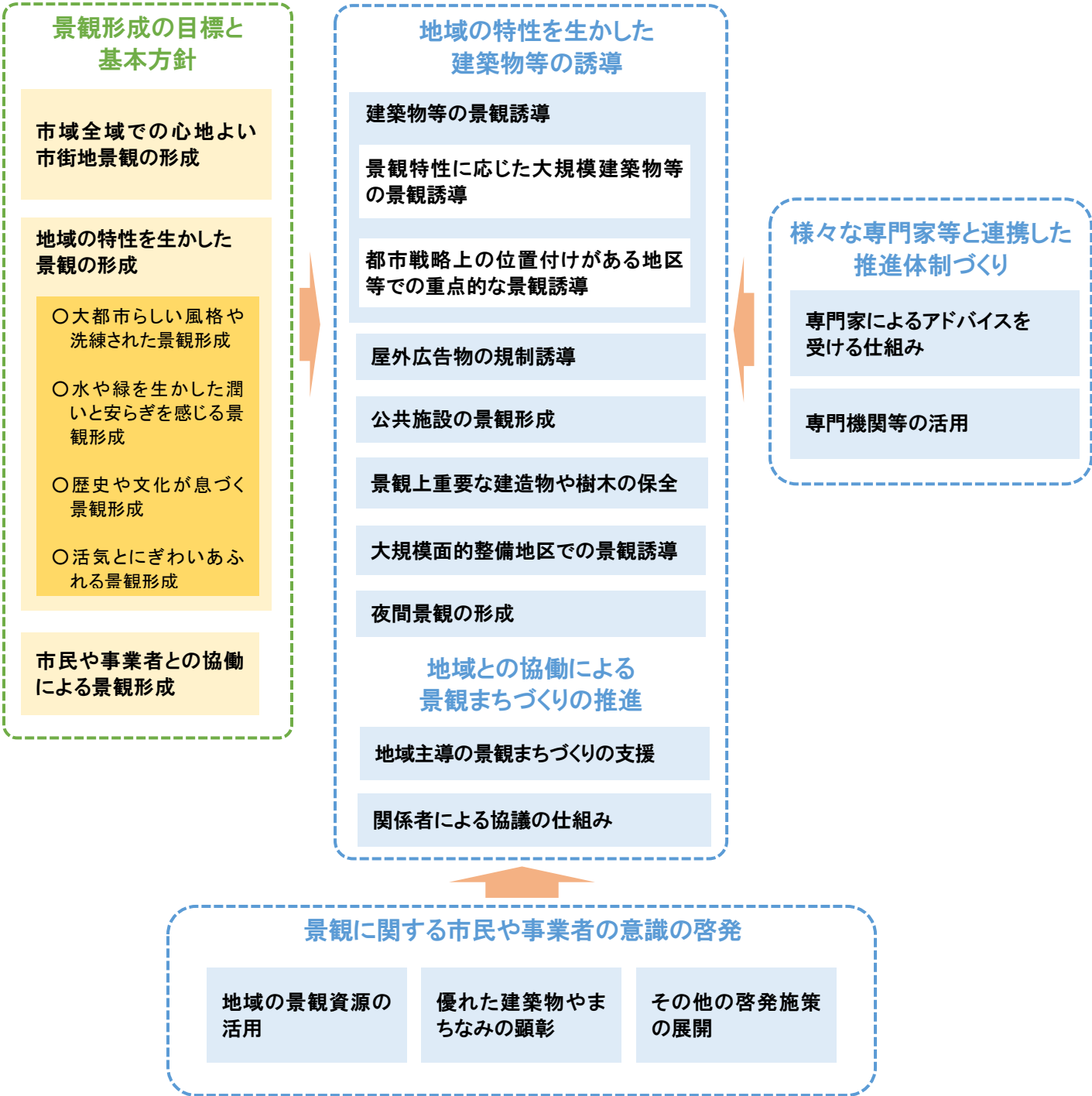
- 景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取組みによる影響も大きい。今後は、市民や事業者との協働により景観形成を推進する。

V 今後の景観形成の取り組みの方向性と施策

1 景観形成の取り組みの方向性

- ・景観形成の基本方針に基づき、大阪らしい都市景観の形成を市民や事業者との協働により推進していくため、建築物等の誘導と景観まちづくりの推進を図っていく。
- ・旧美観地区については、これまでの営みや取り組みを継承する。
- ・また、併せて協働の景観形成を促進していくため、景観に関する市民や事業者の意識の啓発を行っていく。
- ・さらに、景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家と連携した推進体制づくりを行い、適切な時点評価や論理的な景観誘導のあり方の検討などにより効果的な施策の展開を目指す。

景観形成の取り組みの体系



2 景観施策の展開の方向性

(1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

1) 地域の特性を生かした建築物等の誘導

①建築物等の景観誘導

〔景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導〕

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図る。

〔都市戦略上の位置付けがある地区等での重点的な景観誘導〕

都市再生などの都市戦略上の位置付けがある地区では特に重点的に景観形成を図っていくものとし、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりも綿密な景観誘導を行う。

②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、景観計画と屋外広告物条例を連携させて屋外広告物の規制誘導を行う。

③公共施設の景観形成

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、景観の核として親しまれている道路・公園・河川等の公共施設を景観計画に景観重要公共施設として定め、公共施設とその周辺の建築物等を一体として良好な景観形成を図る。

④景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に散在する都市景観資源や歴史性のある建築物、ランドマークになっている樹木などなど、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく制度も活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用する。

⑤大規模面的整備地区での景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模面的整備地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、引き続き、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていく。

⑥夜間景観の形成

重点的な景観形成を図っていく地区における公共施設等のライトアップのほか、地域の特性に応じた景観形成を図る。

2) 地域との協働による景観まちづくりの推進

①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入し、市民景観協約をより使いやすい制度へ見直す。

②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めるため、景観協議会の制度の活用を図る。

（２）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

①地域の景観資源の活用

大阪市都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきているが、全区において登録が終わった後は、資源の PR など周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討する。

②優れた建築物やまちなみの顕彰

市民や事業者から、新たに景観を形成する景観上特に優れた建築物やまちなみを募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）については、美しく個性と風格のある景観づくりを普及・啓発する制度であるため、今後も継続する。

③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施する。

（３）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

①専門家によるアドバイスを受ける仕組み

大阪市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用するための、総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家の活用を図る。

②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図る。

景観施策の展開の方向性と具体施策

・これまで独自条例や要綱等で建築物等の景観誘導を行ってきた制度等について、景観法に制度規定があるものについてはそれを活用し、あわせて景観条例の規定を再整備することで景観施策全体の枠組みを整理する。

施策の展開の方向性		具体施策	景観法	景観条例	要綱等	他分野	
（１）建築物等の誘導と景観まちづくりの推進							
	１）建築物等の誘導						
	①建築物等の 景観誘導	景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導	景観計画区域の細分化 （市域全域での大規模建築物等の誘導）	◎ ← 大規模土木 景観形成地域			
		都市戦略上の位置付け がある地区等での重点 的な景観誘導	重点届出区域における重点的な景観 誘導	● ← 景観形成地域	美観誘導		
	②屋外広告物の規制誘導		重点届出区域における重点的な景観 誘導（景観計画への位置づけ）	● ← -----	美観誘導		
			屋外広告物条例による誘導			○	
	③公共施設の景観形成		景観重要公共施設の指定	●			
	④景観上重要な建造物や樹木の保全		景観重要建造物・景観重要樹木の指定	●			
	⑤大規模面的整備地区での景観誘導		大規模面的整備地区での景観検討書 の作成		◎		
	⑥夜間景観の形成		地域特性に応じた夜間景観の形成	●			
			公共施設のライトアップ	●		●	
	２）景観まちづくりの推進						
		①地域主導の景観まちづくりの支援		景観協定制度の活用	○		
				市民景観協約の拡充 （地域ルールの認定と公民連携による運用）		◎	
②関係者による協議の仕組み		景観協議会の活用	○				
（２）景観に関する市民や事業者の意識の啓発							
	①地域の景観資源の活用		都市景観資源の活用		○		
	②優れた建築物やまちなみの顕彰		大阪都市景観建築賞の運営			○	
	③その他の啓発施策の展開		各種施策			● ●	
（３）様々な専門家等と連携した推進体制づくり							
	①専門家によるアドバイスを受ける仕組み		景観アドバイザー制度		●		
	②専門機関等の活用		景観整備機構の活用	◎			

●新規 ◎拡充 ○現行